

お知らせ

厩舎関係者各位

愛知県競馬組合業務部競走課

令和4年10月1日より番組要綱等が一部改正されます。

- 1 岐阜県からの転入馬の取扱い
- 2 再転入馬の取扱い
- 3 出走投票における出走制限馬について（抽休について）
- 4 賞金等支給基準「きゅう務員に関するもの（2）きゅう務手当」
6頭引きの解除について

番組要綱等の一部改正について

令和4年9月13日

●岐阜県からの転入馬の取り扱い

・改正前

オ 格付けは、原則として岐阜県在籍時の格及び番組賞金をもって行う。



・改正後

オ 岐阜県所属馬として東海地区での出走歴のある馬の格付けは、岐阜県在籍時の格及び番組賞金をもって行う。ただし、岐阜県所属馬として最後に出走した競走以後の賞金調整は行わないものとする。

カ 岐阜県所属馬として東海地区での出走歴のない馬は、岐阜県からの転入馬としてはみなさない。

👉 岐阜県所属時に「東海地区で出走していない馬」については、岐阜県からの転入馬とはみなさない。在籍しただけではみなさない。
岐阜県所属馬として最後に出走した競走以降の番組賞金の調整（控除）は行わない。

●再転入馬の取り扱い

・改正前

東海地区在籍馬が地方競馬又は中央競馬に転出し、東海地区所属馬として出走した競走の翌日から起算して1年以上を経過した後、再び愛知県に転入する場合は転入馬扱いとし、転入条件に基づき格付けを行う。

また、1年未満に再び愛知県に転入する場合は東海地区在籍馬扱いとし、その間に他競馬場で収得した賞金を転入馬の収得賞金の算出基準（3ページ）により算出した金額を転出前の東海地区番組賞金に加算及び番組賞金調整（9ページ）後、格付けを行う。



・改正後

愛知県在籍馬が地方競馬又は中央競馬に転出した後、愛知県所属馬として出走した競走の翌日から起算して6か月未満に再び愛知県に転入する場合は愛知県在籍馬扱いとする。その際、転出していた期間に他競馬場で収得した賞金を転入馬の収得賞金の算出基準（3ページ）により算出した金額に換算し、転出前の東海地区の番組賞金に加算後、格付けを行う。

ただし、その間の番組賞金調整は行わない。

🏠 東海地区（愛知県及び岐阜県）から他地区（JRA 含む）へ転出してから1年未満で戻ってきた馬を在籍馬扱いとしていたが、対象を愛知県から転出した馬に限ることとし、転出後の期間についても6か月未満へ短縮する。また、その間の番組賞金の調整（控除）も行わない。
上記の変更は、10月の第15回開催の申込み以降に格付けとなる馬に適用する。

●出走投票における出走制限馬について（抽休馬について）

・改正前

出走制限の順位	区 分
1	岐阜県所属馬で優先出走馬（1頭）以外の馬
2	番組発表（張出）順位が最下位の馬（削除）
抽選による出走制限	上記の各区分において同条件の馬については、抽選により出走制限を決定する

※名古屋競馬4回開催以降に出走制限を受けた愛知県所属馬については出走制限の対象外とする。



・改正後

出走制限の順位	区 分
1	岐阜県所属馬で優先出走馬（1頭）以外の馬
抽選による出走制限	上記の区分による馬及び出走制限の対象とならない馬を除き、抽選により決定する

※出走制限馬については、対象となった翌日から1年間は出走制限の対象外とする。但し愛知県所属馬にかぎる。

編成馬が出走制限の対象外となる馬しかいない場合は、前回対象となった開催が早い馬から出走制限の対象とする。

●賞金等支給基準

「4 きゅう務員に関するもの（2）きゅう務手当」

・改正前

競走に出走した馬のきゅう務員に1頭につき7,400円をきゅう務手当として支給する。（1開催6頭までとする。）



・改正後

競走に出走した馬のきゅう務員に1頭につき7,400円をきゅう務手当として支給する。~~（1開催6頭までとする。）~~ 削除